

普代村総合発展計画審議会条例

(設置)

第1条 本村における、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく村まち・ひと・しごと創生総合戦略及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく村国土強靱化地域計画並びに各諸計画を踏まえた、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき普代村総合発展計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、本村の持続可能な発展に関し、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 総合発展計画の策定に関する事項
- (2) 総合発展計画に係る施策、数値目標、重要業績評価指標の検証に関する事項
- (3) 総合発展計画の見直しに係る提言等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合発展計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、村長が任命する。

- (1) 村の執行機関である委員会の委員
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 住民で組織する団体の代表者
- (5) 教育機関の役員及び職員
- (6) 金融機関の役員及び職員
- (7) 報道機関の役員及び職員
- (8) 行政機関の役員及び職員
- (9) その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、村長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課政策推進室において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

普代村総合発展計画審議会委員名簿

敬称略、任期:令和7年6月1日～令和9年3月31日

	所属団体等	役職	氏名	構成区分
1	新岩手農業協同組合野田支所	支所長	斎藤和子	(2) 公共的団体等の役員及び職員
2	久慈地方森林組合	参事	澤口敬志	(2) 公共的団体等の役員及び職員
3	普代村漁業協同組合	参事	道上哲也	(2) 公共的団体等の役員及び職員
4	普代商工会	事務局長	富岡勉	(2) 公共的団体等の役員及び職員
5	普代村観光協会	事務局長	宮田修幸	(2) 公共的団体等の役員及び職員
6	追手門学院大学	名誉教授	山本博史	(3) 学識経験を有する者
7	國學院大學	客員教授	橋本裕之	(3) 学識経験を有する者
8	普代村農業委員会	会長	高屋敷眞作	(1) 村の執行機関である委員会の委員
9	普代村教育委員会	委員	畠山智美	(1) 村の執行機関である委員会の委員
10	県北広域振興局経営企画部	特命課長	角舘淳史	(8) 行政機関の役員及び職員
11	久慈公共職業安定所	所長	鈴木幸基	(8) 行政機関の役員及び職員
12	公益財団法人いきいき岩手支援財団 いきいき岩手結婚サポートセンター	センター長	松本淳	(9) その他村長が必要と認めた者
13	岩手銀行野田支店	支店長	佐々木武志	(6) 金融機関の役員及び職員
14	普代村社会福祉協議会	事務局長	山崎長蔵	(2) 公共的団体等の役員及び職員
15	和久喜美男税理士事務所	代表	和久喜美男	(3) 学識経験を有する者
16	タオソフトウェア株式会社	社員	杉山由朗	(3) 学識経験を有する者
17	社会福祉法人普代福祉会	副施設長・総務課長	大村克伸	(2) 公共的団体等の役員及び職員
18	NPO法人地球のしごと大學	代表	高浜大介	(9) その他村長が必要と認めた者
19	普代商工会青年部	部長	金子太一	(4) 住民で組織する団体の代表者
20	認定こども園はまゆり子ども園	園長	大芦賢一	(8) 行政機関の役員及び職員
21	普代村議会	議員	金子泰男	(9) その他村長が必要と認めた者
22	普代村議会	議員	中上一登	(9) その他村長が必要と認めた者
23	久慈広域連合久慈消防署普代分署	分署長	工藤俊一	(8) 行政機関の役員及び職員
24	普代村地域づくりアドバイザー		上神田梅雄	(9) その他村長が必要と認めた者